

福井県報

第 1810 号
平成 19 年
2 月 9 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

- 地力増進対策指針の公表（食の安全安心課）……………1
- 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧（三件）（農村振興課）……………1
- 道路の区域の変更（道路保全課）……………1

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（財産活用課）……………1
- 開発行為に関する工事の完了（敦賀土木事務所）……………1

告示

福井県告示第75号

地力増進法（昭和59年法律第34号）第6条第1項の規定に基づき、地力増進対策指針を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年2月9日

福井県知事 西川 一誠

地力増進地域	地力増進対策指針
小浜市国富地区の一部（地力増進地域の指定（平成17年福井県告示第993号）により指定した地区）	1 土壌の性質 三遠山地に三方を囲まれ小浜平野の一部を構成するこの地域は、北川やその支流の沖積作用によってつくられた氾濫原および扇状地、並びに後背湿地によって形成される。

この地域の水田土壌の多くは、還元性の強いグライ層が出現する湿田～半湿田であり、細粒である。また、作土深が浅く、石灰などの塩基含量が少ない。さらに、可給態リン酸、ケイ酸含量の少ないところもあり、一部

水田では初期生育不良がみられる。

2 土壌の性質の改善目標

- (1) 作土深を15センチメートル以上とする。
- (2) 可給態リン酸含量を乾土100グラム当たり10ミリグラム以上とする。
- (3) 可給態ケイ酸含量を乾土100グラム当たり15ミリグラム以上とする。
- (4) グライ層の出現位置は50センチメートル以下とする。

3 土壌の性質を改善するための事項

- (1) 作土深を深くするため低速で耕うん作業を行い、毎年徐々に深耕する。
- (2) 刈り取り後の稲わらを全量水田に還元する。ただし、稲わらなどの有機物は、土づくり肥料とともに刈り取り後できるだけ早期にすきこんで腐熟を促し、土壌還元による根系障害の回避に努める。
- (3) リン酸質の土づくり肥料を10アール当たり40から60キログラム施用する。
- (4) ケイ酸質の土づくり

肥料を10アール当たり200キログラム程度施用する。

4 その他地力の増進を図るために検討が必要な事項

- (1) 湿田では、暗渠排水および転作などにより乾田化を図り、グライ層の出現位置を下げる。ただし、排水路の水位が高く、暗渠排水が困難なところでは、客土などにより田面と排水路水位との落差を十分に確保することが前提になる。
- (2) 補助暗渠等の施工により停滞水の垂直方向への移動を促進し、土壌中への酸素の供給量を増やすことにより、初期生育の不良を改善する。

福井県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、越前市西谷町第18号14番地 牧野 栄から申請のあった県営土地改良事業（松ヶ鼻南部地区暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総）事業）について、その事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

福井県知事 西川 一誠

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年2月9日

福井県知事 西川 一誠

- 1 落札に係る物品の名称および数量
福井県県民ホール照明機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部財産活用課

福井県福井市大手3丁目17-1

- 3 落札を決定した日
平成18年12月6日

- 4 落札者の名称および住所
株式会社松村電機製作所中部支店

愛知県名古屋市中区栄4-7-10

- 5 落札金額
41,727,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
平成18年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年2月9日

福井県嶺南振興局長 川波 清

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月13日から
平成19年3月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
越前市役所

福井県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第87条第1項の規定に基づき、越前市西谷町第18号14番地 牧野 栄から申請のあった県営土地改良事業（松ヶ鼻南部地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総）事業）について、その事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月13日から
平成19年3月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
越前市役所

福井県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第87条第1項の規定に基づき、あわら市滝第18号5番地 山崎長吉郎から申請のあった県営土地改良事業（滝地区 区画整理（経営体育成基盤整備）事業）について、その事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月13日から
平成19年3月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
あわら市役所

福井県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、平成19年2月9日から20日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

福井県知事 西川 一誠

道路の種類	道路名	新旧の別	区間	敷地幅員（単位：メートル）	延長（単位：メートル）
一般国道	158号	新	吉田郡永平寺町松岡吉野11字上仙道24番2から	10.70～	3,189.0
			吉田郡永平寺町高橋13字奥池ノ谷1番3まで	190.66	
		旧	吉田郡永平寺町諏訪間55字旧三味7番3から	10.70～	1,840.0
			吉田郡永平寺町高橋13字奥池ノ谷1番3まで	94.60	

-
- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
敦賀市市野々土地区画整理事業9街区1番、10街区1番1
 - 2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名
敦賀市本町2丁目11番7号
株式会社 大栄土地
代表取締役 松永 英夫
-
-
-
-
-

平成十九年二月九日印
平成十九年二月九日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一九―〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県坂井市春江町中庄六一―三三

福井県
(株)エクシート

☎
⑤1五六七八番